

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(別紙)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金</p> <p>1 (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 (1) ア～ウ (略)</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金</p> <p>1 (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 (1) ア～ウ (略)</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p>

改 正 後	現 行
<p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>25,600</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>26,980</u>千円）</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合<u>35,450</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>36,830</u>千円）</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>34,600</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>38,300</u>千円）</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>48,910</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>52,610</u>千円）</p>	<p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>25,000</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>26,350</u>千円）</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合<u>34,590</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>35,940</u>千円）</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>33,800</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>37,410</u>千円）</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>47,720</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>51,330</u>千円）</p>
<p>（エ）（略）</p>	<p>（エ）（略）</p>
<p>（2）～（3）（略）</p>	<p>（2）～（3）（略）</p>
<p>7～15 （略）</p>	<p>7～15 （略）</p>

改 正 後			現 行		
別表 1 - 1 算 定 基 準 【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			別表 1 - 1 算 定 基 準 【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア～エ （略） オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり <u>50,700,000</u> 円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり <u>56,300</u>	(略)	本体工事費	ア～エ （略） オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり <u>49,500,000</u> 円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり <u>55,000</u>	(略)

改 正 後		現 行	
	<p><u>.000</u>円を基準額とする。 耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>50,700,000</u>」を「<u>67,200,000</u>」、「<u>56,300,000</u>」を「<u>74,700,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 (略)</p>		<p><u>.000</u>円を基準額とする。 耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>49,500,000</u>」を「<u>65,700,000</u>」、「<u>55,000,000</u>」を「<u>73,600,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 (略)</p>
以下、表 (略)		以下、表 (略)	
別表 1-2 ~ 1-3 (略)		別表 1-2 ~ 1-3 (略)	

改 正 後

別表2-1

令和2年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	5,860,000
		標準	5,580,000
	初度設備加算		86,000
	個室整備加算	都市部	410,000
標準		390,000	
更生施設	本体	都市部	5,860,000
		標準	5,580,000
	初度設備加算		86,000
	個室整備加算	都市部	410,000
標準		390,000	
授産施設		都市部	2,540,000
		標準	2,420,000
	初度設備加算		86,000
	宿所提供施設		都市部
標準			1,920,000
初度設備加算		86,000	
社会事業授産施設			都市部
	標準		2,420,000
	初度設備加算		86,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 - 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
 - 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

現 行

別表2-1

令和元年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	5,720,000
		標準	5,450,000
	初度設備加算		84,000
	個室整備加算	都市部	400,000
標準		381,000	
更生施設	本体	都市部	5,720,000
		標準	5,450,000
	初度設備加算		84,000
	個室整備加算	都市部	400,000
標準		381,000	
授産施設		都市部	2,480,000
		標準	2,370,000
	初度設備加算		84,000
	宿所提供施設		都市部
標準			1,880,000
初度設備加算		84,000	
社会事業授産施設			都市部
	標準		2,370,000
	初度設備加算		84,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 - 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
 - 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

令和2年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		
救護施設	都市部	8,010,000
	標準	7,640,000
更生施設	都市部	8,010,000
	標準	7,640,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-2

令和元年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		
救護施設	都市部	7,830,000
	標準	7,460,000
更生施設	都市部	7,830,000
	標準	7,460,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和2年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
救護施設	都市部	8,010,000
	標準	7,640,000
更生施設	都市部	8,010,000
	標準	7,640,000
授産施設	都市部	3,430,000
	標準	3,270,000
宿所提供施設	都市部	2,730,000
	標準	2,610,000
社会事業授産施設	都市部	3,430,000
	標準	3,270,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和元年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
救護施設	都市部	7,830,000
	標準	7,460,000
更生施設	都市部	7,830,000
	標準	7,460,000
授産施設	都市部	3,360,000
	標準	3,200,000
宿所提供施設	都市部	2,670,000
	標準	2,550,000
社会事業授産施設	都市部	3,360,000
	標準	3,200,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

現 行

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和2年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,200,000
	初度設備加算		95,000
	個室整備加算	都市部	455,000
標準		434,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 - 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
 - 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	6,350,000
		標準	6,050,000
	初度設備加算		94,000
	個室整備加算	都市部	445,000
標準		424,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 - 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
 - 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後

別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和2年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	8,900,000
	標準	8,490,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

現 行

別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和元年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	8,700,000
	標準	8,290,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-1

令和2年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部 54,000,000 標準 51,500,000
		21人 ~ 40人	都市部 108,900,000 標準 103,700,000
		41人 ~ 60人	都市部 181,700,000 標準 173,100,000
		61人 ~ 80人	都市部 255,100,000 標準 243,000,000
		81人 ~ 100人	都市部 328,700,000 標準 313,100,000
		101人 ~ 120人	都市部 401,400,000 標準 382,300,000
		121人以上	都市部 475,100,000 標準 452,500,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部 43,600,000 標準 41,600,000
		21人 ~ 40人	都市部 87,800,000 標準 83,700,000
		41人 ~ 60人	都市部 146,800,000 標準 139,800,000
		61人 ~ 80人	都市部 206,800,000 標準 197,000,000
		81人 ~ 100人	都市部 265,600,000 標準 253,000,000
		101人 ~ 120人	都市部 325,600,000 標準 310,200,000
		121人以上	都市部 384,700,000 標準 366,400,000
就労・訓練事業等整備加算		都市部 41,700,000 標準 39,700,000	
大規模生産設備等整備加算		都市部 137,100,000 標準 130,600,000	
短期入所整備加算		都市部 11,400,000 標準 10,800,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 13,200,000 標準 12,600,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部 9,450,000 標準 9,000,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 6,240,000 標準 5,950,000	
避難スペース整備加算		都市部 36,300,000 標準 34,500,000	

現 行

別表3-1

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部 52,800,000 標準 50,300,000
		21人 ~ 40人	都市部 106,200,000 標準 101,200,000
		41人 ~ 60人	都市部 177,300,000 標準 168,900,000
		61人 ~ 80人	都市部 248,900,000 標準 237,000,000
		81人 ~ 100人	都市部 320,700,000 標準 305,500,000
		101人 ~ 120人	都市部 391,600,000 標準 373,000,000
		121人以上	都市部 463,500,000 標準 441,500,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部 42,600,000 標準 40,600,000
		21人 ~ 40人	都市部 85,700,000 標準 81,600,000
		41人 ~ 60人	都市部 143,300,000 標準 136,500,000
		61人 ~ 80人	都市部 201,800,000 標準 192,200,000
		81人 ~ 100人	都市部 259,200,000 標準 246,900,000
		101人 ~ 120人	都市部 317,700,000 標準 302,700,000
		121人以上	都市部 375,300,000 標準 357,500,000
就労・訓練事業等整備加算		都市部 40,700,000 標準 38,800,000	
大規模生産設備等整備加算		都市部 133,800,000 標準 127,500,000	
短期入所整備加算		都市部 11,100,000 標準 10,600,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 12,900,000 標準 12,300,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部 9,220,000 標準 8,850,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 6,090,000 標準 5,810,000	
避難スペース整備加算		都市部 35,400,000 標準 33,700,000	

改 正 後				現 行				
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部 <u>98,200,000</u> 標準 <u>93,600,000</u>	療養介護	本体	利用定員 20人	都市部 <u>95,800,000</u> 標準 <u>91,300,000</u>	
		21人 ~ 40人	都市部 <u>197,200,000</u> 標準 <u>187,800,000</u>			21人 ~ 40人	都市部 <u>192,400,000</u> 標準 <u>183,300,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部 <u>328,600,000</u> 標準 <u>313,000,000</u>			41人 ~ 60人	都市部 <u>320,700,000</u> 標準 <u>305,400,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部 <u>462,600,000</u> 標準 <u>440,600,000</u>			61人 ~ 80人	都市部 <u>451,300,000</u> 標準 <u>429,900,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部 <u>595,100,000</u> 標準 <u>566,800,000</u>			81人 ~ 100人	都市部 <u>580,600,000</u> 標準 <u>553,000,000</u>	
		101人 ~ 120人	都市部 <u>727,600,000</u> 標準 <u>693,000,000</u>			101人 ~ 120人	都市部 <u>709,800,000</u> 標準 <u>676,100,000</u>	
		121人以上	都市部 <u>860,200,000</u> 標準 <u>819,300,000</u>			121人以上	都市部 <u>839,200,000</u> 標準 <u>799,300,000</u>	
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>41,700,000</u> 標準 <u>39,700,000</u>			就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>40,700,000</u> 標準 <u>38,800,000</u>	
	大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>137,100,000</u> 標準 <u>130,600,000</u>	大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>133,800,000</u> 標準 <u>127,500,000</u>				
	短期入所整備加算	都市部 <u>11,400,000</u> 標準 <u>10,800,000</u>	短期入所整備加算	都市部 <u>11,100,000</u> 標準 <u>10,600,000</u>				
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>13,200,000</u> 標準 <u>12,600,000</u>	発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>12,900,000</u> 標準 <u>12,300,000</u>				
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>9,450,000</u> 標準 <u>9,000,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>9,220,000</u> 標準 <u>8,850,000</u>				
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 <u>6,240,000</u> 標準 <u>5,950,000</u>	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 <u>6,090,000</u> 標準 <u>5,810,000</u>				
	避難スペース整備加算	都市部 <u>36,300,000</u> 標準 <u>34,500,000</u>	避難スペース整備加算	都市部 <u>35,400,000</u> 標準 <u>33,700,000</u>				
	共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部 <u>25,800,000</u> 標準 <u>24,600,000</u>	共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部 <u>25,200,000</u> 標準 <u>24,000,000</u>
			短期入所整備加算	都市部 <u>11,400,000</u> 標準 <u>10,800,000</u>			短期入所整備加算	都市部 <u>11,100,000</u> 標準 <u>10,600,000</u>
			エレベーター等設置整備加算	都市部 <u>2,040,000</u> 標準 <u>1,950,000</u>			エレベーター等設置整備加算	都市部 <u>1,990,000</u> 標準 <u>1,900,000</u>
			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>9,450,000</u> 標準 <u>9,000,000</u>			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>9,220,000</u> 標準 <u>8,850,000</u>
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 <u>6,240,000</u> 標準 <u>5,950,000</u>	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 <u>6,090,000</u> 標準 <u>5,810,000</u>		
		避難スペース整備加算	都市部 <u>36,300,000</u> 標準 <u>34,500,000</u>	避難スペース整備加算		都市部 <u>35,400,000</u> 標準 <u>33,700,000</u>		

改 正 後				現 行						
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	98,200,000	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	利用定員 20人 以下	都市部	95,800,000		
			標準	93,600,000			標準	91,300,000		
		21人 ~ 40人	都市部	197,200,000	21人 ~ 40人	都市部	192,400,000			
			標準	187,800,000		標準	183,300,000			
		41人 ~ 60人	都市部	328,700,000	41人 ~ 60人	都市部	320,700,000			
			標準	313,100,000		標準	305,500,000			
		61人 ~ 80人	都市部	462,600,000	61人 ~ 80人	都市部	451,300,000			
			標準	440,600,000		標準	429,900,000			
		81人 ~100人	都市部	595,200,000	81人 ~100人	都市部	580,700,000			
			標準	566,900,000		標準	553,100,000			
		101人 ~120人	都市部	727,700,000	101人 ~120人	都市部	709,900,000			
			標準	693,000,000		標準	676,200,000			
		121人以上	都市部	860,200,000	121人以上	都市部	839,200,000			
			標準	819,300,000		標準	799,300,000			
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	41,700,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	40,700,000
				標準	39,700,000				標準	38,800,000
	大規模生産設備等整備加算			都市部	137,100,000	大規模生産設備等整備加算			都市部	133,800,000
				標準	130,600,000				標準	127,500,000
	短期入所整備加算			都市部	11,400,000	短期入所整備加算			都市部	11,100,000
				標準	10,800,000				標準	10,600,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,200,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,900,000	
			標準	12,600,000				標準	12,300,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	9,450,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	9,220,000	
			標準	9,071,000				標準	8,850,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,242,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,090,000	
			標準	5,955,000				標準	5,810,000	
小規模グループケア整備加算			都市部	20,100,000	小規模グループケア整備加算			都市部	19,700,000	
			標準	19,200,000				標準	18,800,000	
避難スペース整備加算			都市部	36,285,000	避難スペース整備加算			都市部	35,400,000	
			標準	34,542,000				標準	33,700,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	54,000,000	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	利用定員 20人 以下	都市部	52,800,000		
			標準	51,500,000			標準	50,300,000		
		21人 ~ 40人	都市部	108,900,000	21人 ~ 40人	都市部	106,200,000			
			標準	103,700,000		標準	101,200,000			
		41人 ~ 60人	都市部	181,700,000	41人 ~ 60人	都市部	177,300,000			
			標準	173,100,000		標準	168,900,000			
		61人 ~ 80人	都市部	255,100,000	61人 ~ 80人	都市部	248,900,000			
			標準	243,000,000		標準	237,000,000			
		81人 ~100人	都市部	328,700,000	81人 ~100人	都市部	320,700,000			
			標準	313,100,000		標準	305,500,000			
		101人 ~120人	都市部	401,400,000	101人 ~120人	都市部	391,600,000			
			標準	382,300,000		標準	373,000,000			
		121人以上	都市部	475,100,000	121人以上	都市部	463,500,000			
			標準	452,500,000		標準	441,500,000			

改 正 後

就労・訓練事業等整備加算	都市部	41,700,000
	標準	39,700,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	137,100,000
	標準	130,600,000
短期入所整備加算	都市部	11,400,000
	標準	10,800,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,200,000
	標準	12,600,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,450,000
	標準	9,000,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,240,000
	標準	5,950,000
避難スペース整備加算	都市部	36,300,000
	標準	34,500,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	27,100,000
	標準	25,800,000
短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)	都市部	13,800,000
	標準	13,200,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援(各事業のみ)の整備の場合)	都市部	9,450,000
	標準	9,000,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみ)の整備の場合)	都市部	6,240,000
	標準	5,950,000
避難スペース整備(避難スペースのみ)の整備の場合)	都市部	36,300,000
	標準	34,500,000
補装具製作施設	都市部	13,800,000
	標準	13,200,000
盲導犬訓練施設	都市部	170,100,000
	標準	162,000,000
点字図書館	都市部	46,700,000
	標準	44,500,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	63,000,000
	標準	60,000,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現 行

就労・訓練事業等整備加算	都市部	40,700,000
	標準	38,800,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	133,800,000
	標準	127,500,000
短期入所整備加算	都市部	11,100,000
	標準	10,600,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	12,900,000
	標準	12,300,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,220,000
	標準	8,850,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,090,000
	標準	5,810,000
避難スペース整備加算	都市部	35,400,000
	標準	33,700,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	26,400,000
	標準	25,200,000
短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)	都市部	13,500,000
	標準	12,900,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援(各事業のみ)の整備の場合)	都市部	9,220,000
	標準	8,850,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみ)の整備の場合)	都市部	6,090,000
	標準	5,810,000
避難スペース整備(避難スペースのみ)の整備の場合)	都市部	35,400,000
	標準	33,700,000
補装具製作施設	都市部	13,500,000
	標準	12,900,000
盲導犬訓練施設	都市部	165,900,000
	標準	158,100,000
点字図書館	都市部	45,600,000
	標準	43,500,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	61,500,000
	標準	58,600,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和2年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	144,600,000	
			標準	137,700,000	
		41人 ~ 60人	都市部	240,900,000	
			標準	229,500,000	
		61人 ~ 80人	都市部	338,500,000	
			標準	322,400,000	
		81人 ~ 100人	都市部	436,200,000	
			標準	415,500,000	
		101人 ~ 120人	都市部	532,500,000	
			標準	507,400,000	
		121人 ~	都市部	630,100,000	
			標準	600,100,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	116,600,000
				標準	111,100,000
都市部	194,900,000				
標準	185,600,000				
都市部	274,300,000				
標準	261,200,000				
81人 ~ 100人	都市部	352,300,000			
	標準	335,700,000			
101人 ~ 120人	都市部	432,000,000			
	標準	411,500,000			
121人 ~	都市部	510,000,000			
	標準	485,800,000			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	55,400,000	
			標準	52,700,000	
短期入所整備加算			都市部	12,700,000	
			標準	12,000,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	17,400,000	
			標準	16,500,000	

現 行

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	141,000,000	
			標準	134,400,000	
		41人 ~ 60人	都市部	235,100,000	
			標準	223,900,000	
		61人 ~ 80人	都市部	330,300,000	
			標準	314,600,000	
		81人 ~ 100人	都市部	425,600,000	
			標準	405,300,000	
		101人 ~ 120人	都市部	519,600,000	
			標準	495,000,000	
		121人 ~	都市部	614,800,000	
			標準	585,500,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	113,800,000
				標準	108,400,000
都市部	190,200,000				
標準	181,100,000				
都市部	267,600,000				
標準	254,900,000				
81人 ~ 100人	都市部	343,800,000			
	標準	327,500,000			
101人 ~ 120人	都市部	421,500,000			
	標準	401,500,000			
121人 ~	都市部	497,700,000			
	標準	474,000,000			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	54,000,000	
			標準	51,400,000	
短期入所整備加算			都市部	12,400,000	
			標準	11,700,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	17,100,000	
			標準	16,200,000	

改 正 後

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	261,900,000
			標準	249,400,000
		41人～60人	都市部	436,200,000
			標準	415,500,000
		61人～80人	都市部	613,500,000
			標準	584,300,000
		81人～100人	都市部	789,100,000
			標準	751,700,000
		101人～120人	都市部	965,100,000
			標準	919,400,000
		121人～	都市部	1,141,000,000
			標準	1,086,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,400,000
			標準	52,700,000
短期入所整備加算	都市部	12,700,000		
	標準	12,000,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,400,000		
	標準	16,500,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

現 行

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	255,500,000
			標準	243,300,000
		41人～60人	都市部	425,600,000
			標準	405,300,000
		61人～80人	都市部	598,500,000
			標準	570,000,000
		81人～100人	都市部	769,900,000
			標準	733,400,000
		101人～120人	都市部	941,600,000
			標準	897,000,000
		121人～	都市部	1,113,200,000
			標準	1,060,100,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	54,000,000
			標準	51,400,000
短期入所整備加算	都市部	12,400,000		
	標準	11,700,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,100,000		
	標準	16,200,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-3

(南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)

令和2年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	144,600,000
			標準	137,700,000
41人 ~ 60人		都市部	240,900,000	
		標準	229,400,000	
61人 ~ 80人		都市部	338,400,000	
		標準	322,400,000	
81人 ~ 100人		都市部	436,100,000	
		標準	415,300,000	
101人 ~ 120人		都市部	532,500,000	
		標準	507,300,000	
121人 ~		都市部	630,000,000	
		標準	600,000,000	
施設入所支援整備加算		利用定員 40人以下	都市部	116,500,000
			標準	111,000,000
	都市部		194,800,000	
	標準		185,500,000	
	都市部		274,200,000	
	標準		261,100,000	
	都市部		352,200,000	
標準	335,700,000			
81人 ~ 100人	都市部	432,000,000		
	標準	411,300,000		
101人 ~ 120人	都市部	509,900,000		
	標準	485,700,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,300,000		
	標準	52,600,000		
短期入所整備加算	都市部	12,700,000		
	標準	12,000,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,400,000		
	標準	16,500,000		

現 行

別表3-3

(南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	141,000,000
			標準	134,400,000
41人 ~ 60人		都市部	235,000,000	
		標準	223,800,000	
61人 ~ 80人		都市部	330,200,000	
		標準	314,600,000	
81人 ~ 100人		都市部	425,500,000	
		標準	405,200,000	
101人 ~ 120人		都市部	519,500,000	
		標準	495,000,000	
121人 ~		都市部	614,700,000	
		標準	585,400,000	
施設入所支援整備加算		利用定員 40人以下	都市部	113,700,000
			標準	108,300,000
	都市部		190,100,000	
	標準		181,000,000	
	都市部		267,600,000	
	標準		254,800,000	
	都市部		343,700,000	
標準	327,500,000			
81人 ~ 100人	都市部	421,500,000		
	標準	401,300,000		
101人 ~ 120人	都市部	497,500,000		
	標準	473,900,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	54,000,000		
	標準	51,300,000		
短期入所整備加算	都市部	12,400,000		
	標準	11,700,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,000,000		
	標準	16,200,000		

改 正 後				現 行				
療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>262,200,000</u>	都市部	利用定員 40人以下	都市部	<u>255,900,000</u>
			標準	<u>249,800,000</u>			標準	<u>243,700,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>437,400,000</u>	都市部	41人 ~ 60人	都市部	<u>426,700,000</u>
			標準	<u>416,500,000</u>			標準	<u>406,400,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>614,600,000</u>	都市部	61人 ~ 80人	都市部	<u>599,700,000</u>
			標準	<u>585,400,000</u>			標準	<u>571,200,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>791,000,000</u>	都市部	81人 ~ 100人	都市部	<u>771,700,000</u>
	標準		<u>753,400,000</u>	標準			<u>735,000,000</u>	
	101人 ~ 120人	都市部	<u>967,400,000</u>	都市部	101人 ~ 120人	都市部	<u>943,800,000</u>	
		標準	<u>921,500,000</u>			標準	<u>899,100,000</u>	
121人以上	都市部	<u>1,143,900,000</u>	都市部	121人以上	都市部	<u>1,116,000,000</u>		
	標準	<u>1,089,300,000</u>			標準	<u>1,062,700,000</u>		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>55,300,000</u>	就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>54,000,000</u>
			標準	<u>52,500,000</u>			標準	<u>51,300,000</u>
短期入所整備加算			都市部	<u>15,200,000</u>	短期入所整備加算		都市部	<u>14,900,000</u>
			標準	<u>14,400,000</u>			標準	<u>14,100,000</u>
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>17,400,000</u>	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>17,000,000</u>
			標準	<u>16,500,000</u>			標準	<u>16,200,000</u>
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	<u>34,200,000</u>	都市部	定員4人~10人	都市部	<u>33,400,000</u>
			標準	<u>32,800,000</u>			標準	<u>32,100,000</u>
	短期入所整備加算			都市部	<u>15,200,000</u>	短期入所整備加算		都市部
			標準	<u>14,400,000</u>			標準	<u>14,100,000</u>
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>261,900,000</u>	都市部	利用定員 40人以下	都市部	<u>255,500,000</u>
			標準	<u>249,300,000</u>			標準	<u>243,300,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>436,100,000</u>	都市部	41人 ~ 60人	都市部	<u>425,500,000</u>
			標準	<u>415,300,000</u>			標準	<u>405,200,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>613,400,000</u>	都市部	61人 ~ 80人	都市部	<u>598,500,000</u>
			標準	<u>584,200,000</u>			標準	<u>570,000,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>789,100,000</u>	都市部	81人 ~ 100人	都市部	<u>769,900,000</u>
標準	<u>751,600,000</u>		標準	<u>733,300,000</u>				
101人 ~ 120人	都市部	<u>965,000,000</u>	都市部	101人 ~ 120人	都市部	<u>941,500,000</u>		
	標準	<u>919,200,000</u>			標準	<u>896,900,000</u>		
121人 ~	都市部	<u>1,141,000,000</u>	都市部	121人 ~	都市部	<u>1,113,200,000</u>		
	標準	<u>1,086,500,000</u>			標準	<u>1,060,000,000</u>		

改 正 後

現 行

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,300,000	
		標準	52,600,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,700,000	
		標準	12,000,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,400,000	
		標準	16,500,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	144,700,000
			標準	138,000,000
		41人～60人	都市部	241,500,000
			標準	229,900,000
		61人～80人	都市部	339,200,000
			標準	323,100,000
		81人～100人	都市部	437,400,000
			標準	416,500,000
		101人～120人	都市部	533,900,000
			標準	508,500,000
		121人以上	都市部	631,800,000
			標準	601,800,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,300,000
			標準	52,500,000
短期入所整備加算	都市部	15,200,000		
	標準	14,400,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,400,000		
	標準	16,500,000		

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	54,000,000	
		標準	51,300,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,400,000	
		標準	11,700,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,000,000	
		標準	16,200,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	141,200,000
			標準	134,700,000
		41人～60人	都市部	235,600,000
			標準	224,400,000
		61人～80人	都市部	330,900,000
			標準	315,300,000
		81人～100人	都市部	426,700,000
			標準	406,400,000
		101人～120人	都市部	520,900,000
			標準	496,200,000
		121人以上	都市部	616,400,000
			標準	587,100,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	54,000,000
			標準	51,300,000
短期入所整備加算	都市部	14,900,000		
	標準	14,100,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,000,000		
	標準	16,200,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後				
別表3-4 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合) 令和2年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	60,000,000
			標準	57,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	121,000,000
			標準	115,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	283,500,000
			標準	270,000,000
	81人 ~ 100人	都市部	365,200,000	
		標準	347,900,000	
	101人 ~ 120人	都市部	446,000,000	
		標準	424,800,000	
	121人以上	都市部	527,900,000	
		標準	502,800,000	
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	48,500,000
			標準	46,200,000
21人 ~ 40人		都市部	97,500,000	
		標準	93,000,000	
41人 ~ 60人		都市部	163,100,000	
		標準	155,400,000	
61人 ~ 80人		都市部	229,800,000	
		標準	218,900,000	
81人 ~ 100人	都市部	295,100,000		
	標準	281,100,000		
101人 ~ 120人	都市部	361,800,000		
	標準	344,600,000		
121人以上	都市部	427,500,000		
	標準	407,100,000		

現 行				
別表3-4 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合) 令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	58,600,000
			標準	55,900,000
		21人 ~ 40人	都市部	118,000,000
			標準	112,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	197,000,000
			標準	187,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	276,500,000
			標準	263,400,000
	81人 ~ 100人	都市部	356,400,000	
		標準	339,500,000	
	101人 ~ 120人	都市部	435,100,000	
		標準	414,500,000	
	121人以上	都市部	515,000,000	
		標準	490,500,000	
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	47,400,000
			標準	45,100,000
21人 ~ 40人		都市部	95,200,000	
		標準	90,700,000	
41人 ~ 60人		都市部	159,200,000	
		標準	151,600,000	
61人 ~ 80人		都市部	224,200,000	
		標準	213,500,000	
81人 ~ 100人	都市部	288,000,000		
	標準	274,300,000		
101人 ~ 120人	都市部	353,000,000		
	標準	336,300,000		
121人以上	都市部	417,000,000		
	標準	397,200,000		

改 正 後				現 行			
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	46,300,000	都市部	45,200,000		
		標準	44,100,000	標準	43,100,000		
	大規模生産設備等整備加算	都市部	152,400,000	都市部	148,700,000		
		標準	145,100,000	標準	141,600,000		
	短期入所整備加算	都市部	12,600,000	都市部	12,400,000		
		標準	12,000,000	標準	11,800,000		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,600,000	都市部	14,300,000		
		標準	14,000,000	標準	13,600,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,500,000	都市部	10,200,000			
	標準	10,000,000	標準	9,830,000			
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,900,000	都市部	6,770,000			
	標準	6,600,000	標準	6,450,000			
避難スペース整備加算	都市部	40,300,000	都市部	39,300,000			
	標準	38,400,000	標準	37,500,000			
障害児入所施設 (主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部	109,100,000	都市部	106,500,000	
			標準	104,000,000	標準	101,500,000	
	21人 ~ 40人	都市部	219,100,000	都市部	213,800,000		
		標準	208,700,000	標準	203,600,000		
	41人 ~ 60人	都市部	365,200,000	都市部	356,400,000		
		標準	347,900,000	標準	339,500,000		
	61人 ~ 80人	都市部	514,000,000	都市部	501,500,000		
		標準	489,500,000	標準	477,600,000		
	81人 ~ 100人	都市部	661,300,000	都市部	645,200,000		
		標準	629,900,000	標準	614,500,000		
	101人 ~ 120人	都市部	808,500,000	都市部	788,800,000		
		標準	770,000,000	標準	751,300,000		
	121人以上	都市部	955,800,000	都市部	932,500,000		
		標準	910,300,000	標準	888,100,000		
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	46,300,000	都市部	45,200,000		
		標準	44,100,000	標準	43,100,000		
	大規模生産設備等整備加算	都市部	152,400,000	都市部	148,700,000		
標準		145,100,000	標準	141,600,000			
短期入所整備加算	都市部	12,600,000	都市部	12,400,000			
	標準	12,000,000	標準	11,800,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,600,000	都市部	14,300,000			
	標準	14,000,000	標準	13,600,000			
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,500,000	都市部	10,200,000			
	標準	10,000,000	標準	9,830,000			
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,900,000	都市部	6,770,000			
	標準	6,600,000	標準	6,450,000			
小規模グループケア整備加算	都市部	22,400,000	都市部	21,900,000			
	標準	21,400,000	標準	20,900,000			
避難スペース整備加算	都市部	40,300,000	都市部	39,300,000			
	標準	38,400,000	標準	37,500,000			

改 正 後				現 行						
障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人以下	都市部	117,900,000	都市部	利用定員 20人以下	都市部	115,000,000		
			標準	112,300,000			標準	109,600,000		
		21人～40人	都市部	236,700,000	都市部	21人～40人	都市部	230,900,000		
			標準	225,400,000			標準	219,900,000		
		41人～60人	都市部	394,400,000	都市部	41人～60人	都市部	384,900,000		
			標準	375,700,000			標準	366,600,000		
		61人～80人	都市部	555,100,000	都市部	61人～80人	都市部	541,600,000		
			標準	528,700,000			標準	515,800,000		
	81人～100人	都市部	714,200,000	都市部	81人～100人	都市部	696,800,000			
		標準	680,300,000			標準	663,700,000			
	101人～120人	都市部	873,200,000	都市部	101人～120人	都市部	851,900,000			
		標準	831,600,000			標準	811,400,000			
	121人以上	都市部	1,032,300,000	都市部	121人以上	都市部	1,007,100,000			
		標準	983,100,000			標準	959,200,000			
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	50,000,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	48,800,000
				標準	47,700,000				標準	46,600,000
	大規模生産設備等整備加算			都市部	164,600,000	大規模生産設備等整備加算			都市部	160,600,000
				標準	156,700,000				標準	153,000,000
	短期入所整備加算			都市部	13,600,000	短期入所整備加算			都市部	13,400,000
			標準	13,000,000				標準	12,700,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	11,300,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	11,000,000	
			標準	10,800,000				標準	10,600,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	7,400,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	7,310,000	
			標準	7,100,000				標準	6,970,000	
小規模グループケア整備加算			都市部	24,200,000	小規模グループケア整備加算			都市部	23,600,000	
			標準	23,100,000				標準	22,500,000	
避難スペース整備加算			都市部	43,500,000	避難スペース整備加算			都市部	42,400,000	
			標準	41,400,000				標準	40,500,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	30,100,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	29,400,000	
			標準	28,700,000				標準	28,000,000	
補装具製作施設			都市部	15,300,000	補装具製作施設			都市部	15,000,000	
			標準	14,600,000				標準	14,300,000	
点字図書館			都市部	51,900,000	点字図書館			都市部	50,700,000	
			標準	49,500,000				標準	48,300,000	

改 正 後

聴覚障害者情報提供施設	都市部	70,000,000
	標準	66,700,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現 行

聴覚障害者情報提供施設	都市部	68,400,000
	標準	65,100,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後

別表3-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
令和2年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部 <u>160,600,000</u> 標準 <u>153,000,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部 <u>267,700,000</u> 標準 <u>255,000,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部 <u>376,100,000</u> 標準 <u>358,200,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部 <u>484,600,000</u> 標準 <u>461,600,000</u>	
		101人 ~ 120人	都市部 <u>591,700,000</u> 標準 <u>563,800,000</u>	
		121人 ~	都市部 <u>700,100,000</u> 標準 <u>666,800,000</u>	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部 <u>129,500,000</u> 標準 <u>123,500,000</u>
			41人 ~ 60人	都市部 <u>216,500,000</u> 標準 <u>206,200,000</u>
			61人 ~ 80人	都市部 <u>304,800,000</u> 標準 <u>290,200,000</u>
			81人 ~ 100人	都市部 <u>391,500,000</u> 標準 <u>373,000,000</u>
			101人 ~ 120人	都市部 <u>480,000,000</u> 標準 <u>457,200,000</u>
			121人 ~	都市部 <u>566,700,000</u> 標準 <u>539,800,000</u>
		就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>61,500,000</u> 標準 <u>58,500,000</u>
		短期入所整備加算		都市部 <u>14,100,000</u> 標準 <u>13,300,000</u>
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>19,400,000</u> 標準 <u>18,400,000</u>		

現 行

別表3-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部 <u>156,700,000</u> 標準 <u>149,300,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部 <u>261,200,000</u> 標準 <u>248,800,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部 <u>367,000,000</u> 標準 <u>349,500,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部 <u>472,900,000</u> 標準 <u>450,400,000</u>	
		101人 ~ 120人	都市部 <u>577,300,000</u> 標準 <u>550,000,000</u>	
		121人 ~	都市部 <u>683,100,000</u> 標準 <u>650,500,000</u>	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部 <u>126,500,000</u> 標準 <u>120,500,000</u>
			41人 ~ 60人	都市部 <u>211,300,000</u> 標準 <u>201,200,000</u>
			61人 ~ 80人	都市部 <u>297,400,000</u> 標準 <u>283,200,000</u>
			81人 ~ 100人	都市部 <u>382,000,000</u> 標準 <u>363,900,000</u>
			101人 ~ 120人	都市部 <u>468,400,000</u> 標準 <u>446,100,000</u>
			121人 ~	都市部 <u>553,000,000</u> 標準 <u>526,600,000</u>
		就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>60,000,000</u> 標準 <u>57,100,000</u>
		短期入所整備加算		都市部 <u>13,800,000</u> 標準 <u>13,000,000</u>
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>19,000,000</u> 標準 <u>18,000,000</u>		

改 正 後				現 行					
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>291,000,000</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>283,900,000</u>
			標準	<u>277,100,000</u>				標準	<u>270,400,000</u>
		41人～60人	都市部	<u>484,600,000</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	41人～60人	都市部	<u>472,900,000</u>
			標準	<u>461,600,000</u>				標準	<u>450,400,000</u>
		61人～80人	都市部	<u>681,600,000</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	61人～80人	都市部	<u>665,000,000</u>
			標準	<u>649,200,000</u>				標準	<u>633,400,000</u>
		81人～100人	都市部	<u>876,800,000</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	81人～100人	都市部	<u>855,500,000</u>
			標準	<u>835,200,000</u>				標準	<u>814,900,000</u>
		101人～120人	都市部	<u>1,072,300,000</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	101人～120人	都市部	<u>1,046,200,000</u>
			標準	<u>1,021,500,000</u>				標準	<u>996,600,000</u>
		121人～	都市部	<u>1,267,800,000</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	121人～	都市部	<u>1,236,900,000</u>
			標準	<u>1,207,300,000</u>				標準	<u>1,177,900,000</u>
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	<u>61,500,000</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	就労・訓練事業等整備加算	都市部	<u>60,000,000</u>
			標準	<u>58,500,000</u>				標準	<u>57,100,000</u>
短期入所整備加算	都市部	<u>14,100,000</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	短期入所整備加算	都市部	<u>13,800,000</u>		
	標準	<u>13,300,000</u>				標準	<u>13,000,000</u>		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>19,400,000</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>19,000,000</u>		
	標準	<u>18,400,000</u>				標準	<u>18,000,000</u>		
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限り。</p>				<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限り。</p>					

改正後

別表3-6

(公害防止対策事業として行う場合)

令和2年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	104,800,000
			標準	99,800,000
		21人 ~ 40人	都市部	210,400,000
			標準	200,400,000
		41人 ~ 60人	都市部	350,600,000
			標準	334,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	493,400,000
			標準	470,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	634,800,000
			標準	604,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	776,200,000
			標準	739,200,000
		121人以上	都市部	917,600,000
			標準	873,900,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	44,400,000
			標準	42,400,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	146,300,000
			標準	139,300,000
	短期入所整備加算		都市部	12,100,000
			標準	11,600,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,000,000	
		標準	13,400,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,000,000	
		標準	9,600,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,600,000	
		標準	6,300,000	
小規模グループケア整備加算		都市部	21,500,000	
		標準	20,500,000	
避難スペース整備加算		都市部	38,700,000	
		標準	36,800,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人以下	都市部	57,600,000
			標準	54,900,000
		21人 ~ 40人	都市部	116,100,000
			標準	110,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	193,800,000
			標準	184,600,000
	61人 ~ 80人	都市部	272,100,000	
		標準	259,200,000	
	81人 ~ 100人	都市部	350,600,000	
		標準	334,000,000	

現行

別表3-6

(公害防止対策事業として行う場合)

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	102,200,000
			標準	97,400,000
		21人 ~ 40人	都市部	205,200,000
			標準	195,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	342,100,000
			標準	325,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	481,400,000
			標準	458,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	619,400,000
			標準	590,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	757,200,000
			標準	721,200,000
		121人以上	都市部	895,200,000
			標準	852,600,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	43,400,000
			標準	41,400,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	142,800,000
			標準	136,000,000
	短期入所整備加算		都市部	11,900,000
			標準	11,300,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,700,000	
		標準	13,100,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,840,000	
		標準	9,440,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,500,000	
		標準	6,200,000	
小規模グループケア整備加算		都市部	21,000,000	
		標準	20,000,000	
避難スペース整備加算		都市部	37,700,000	
		標準	36,000,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人以下	都市部	56,300,000
			標準	53,600,000
		21人 ~ 40人	都市部	113,300,000
			標準	108,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	189,100,000
			標準	180,100,000
	61人 ~ 80人	都市部	265,500,000	
		標準	252,800,000	
	81人 ~ 100人	都市部	342,100,000	
		標準	325,900,000	

改 正 後				現 行			
	101人 ~120人	都市部	428,100,000	101人 ~120人	都市部	417,700,000	
		標準	407,800,000		標準	397,900,000	
	121人 以上	都市部	506,800,000	121人 以上	都市部	494,400,000	
		標準	482,700,000		標準	470,900,000	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	44,400,000	就労・訓練事業等整備加算	都市部	43,400,000	
		標準	42,400,000		標準	41,400,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	146,300,000	大規模生産設備等整備加算	都市部	142,800,000	
		標準	139,300,000		標準	136,000,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,100,000	短期入所整備加算	都市部	11,900,000	
		標準	11,600,000		標準	11,300,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,000,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,700,000	
		標準	13,400,000		標準	13,100,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,000,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,840,000	
		標準	9,600,000		標準	9,440,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,600,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,500,000		
	標準	6,300,000		標準	6,200,000		
避難スペース整備加算	都市部	38,700,000	避難スペース整備加算	都市部	37,700,000		
	標準	36,800,000		標準	36,000,000		
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>				<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>			

改正後

別表3-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
令和2年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	279,300,000
			標準	266,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	465,200,000
			標準	443,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	654,400,000
			標準	623,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	841,700,000
			標準	801,800,000
		101人 ~ 120人	都市部	1,029,400,000
			標準	980,700,000
		121人 以上	都市部	1,217,100,000
			標準	1,159,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	59,100,000
			標準	56,200,000
短期入所整備加算	都市部	13,600,000		
	標準	12,800,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	18,600,000		
	標準	17,600,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現行

別表3-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	272,500,000
			標準	259,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	454,000,000
			標準	432,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	638,400,000
			標準	608,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	821,200,000
			標準	782,300,000
		101人 ~ 120人	都市部	1,004,400,000
			標準	956,800,000
		121人 以上	都市部	1,187,400,000
			標準	1,130,800,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	57,600,000
			標準	54,800,000
短期入所整備加算	都市部	13,200,000		
	標準	12,500,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	18,200,000		
	標準	17,200,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後

別表3-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和2年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	60,000,000
			標準	57,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	121,000,000
			標準	115,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	283,500,000
			標準	270,000,000
	81人 ~ 100人	都市部	365,200,000	
		標準	347,900,000	
	101人 ~ 120人	都市部	446,000,000	
		標準	424,800,000	
	121人以上	都市部	527,900,000	
		標準	502,800,000	
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	48,500,000	
		標準	46,200,000	
	21人 ~ 40人	都市部	97,500,000	
		標準	93,000,000	
	41人 ~ 60人	都市部	163,100,000	
		標準	155,400,000	
	61人 ~ 80人	都市部	229,800,000	
		標準	218,900,000	
81人 ~ 100人	都市部	295,100,000		
	標準	281,100,000		
101人 ~ 120人	都市部	361,800,000		
	標準	344,600,000		
121人以上	都市部	427,500,000		
	標準	407,100,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	46,300,000
			標準	44,100,000

現 行

別表3-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	58,600,000
			標準	55,900,000
		21人 ~ 40人	都市部	118,000,000
			標準	112,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	197,000,000
			標準	187,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	276,500,000
			標準	263,400,000
	81人 ~ 100人	都市部	356,400,000	
		標準	339,500,000	
	101人 ~ 120人	都市部	435,100,000	
		標準	414,500,000	
	121人以上	都市部	515,000,000	
		標準	490,500,000	
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	47,400,000	
		標準	45,100,000	
	21人 ~ 40人	都市部	95,200,000	
		標準	90,700,000	
	41人 ~ 60人	都市部	159,200,000	
		標準	151,600,000	
	61人 ~ 80人	都市部	224,200,000	
		標準	213,500,000	
81人 ~ 100人	都市部	288,000,000		
	標準	274,300,000		
101人 ~ 120人	都市部	353,000,000		
	標準	336,300,000		
121人以上	都市部	417,000,000		
	標準	397,200,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	45,200,000
			標準	43,100,000

改 正 後				現 行					
大規模生産設備等整備加算		都市部	152,400,000	大規模生産設備等整備加算		都市部	148,700,000		
		標準	145,100,000			標準	141,600,000		
短期入所整備加算		都市部	12,600,000	短期入所整備加算		都市部	12,400,000		
		標準	12,000,000			標準	11,800,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,600,000	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,300,000		
		標準	14,000,000			標準	13,600,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,500,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,200,000		
		標準	10,000,000			標準	9,830,000		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,900,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,770,000		
		標準	6,600,000			標準	6,450,000		
避難スペース整備加算		都市部	40,300,000	避難スペース整備加算		都市部	39,300,000		
		標準	38,400,000			標準	37,500,000		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	109,100,000	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	106,500,000
			標準	104,000,000				標準	101,500,000
		21人～40人	都市部	219,100,000	21人～40人	都市部	213,800,000		
			標準	208,700,000		標準	203,600,000		
		41人～60人	都市部	365,200,000	41人～60人	都市部	356,400,000		
			標準	347,900,000		標準	339,500,000		
		61人～80人	都市部	514,000,000	61人～80人	都市部	501,500,000		
			標準	489,500,000		標準	477,600,000		
	81人～100人	都市部	661,300,000	81人～100人	都市部	645,200,000			
		標準	629,900,000		標準	614,500,000			
	101人～120人	都市部	808,500,000	101人～120人	都市部	788,800,000			
		標準	770,000,000		標準	751,300,000			
	121人以上	都市部	955,800,000	121人以上	都市部	932,500,000			
		標準	910,300,000		標準	888,100,000			
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	46,300,000	就労・訓練事業等整備加算		都市部	45,200,000	
		標準	44,100,000			標準	43,100,000		
大規模生産設備等整備加算		都市部	152,400,000	大規模生産設備等整備加算		都市部	148,700,000		
		標準	145,100,000			標準	141,600,000		
短期入所整備加算		都市部	12,600,000	短期入所整備加算		都市部	12,400,000		
		標準	12,000,000			標準	11,800,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,600,000	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,300,000		
		標準	14,000,000			標準	13,600,000		

改 正 後				現 行			
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援 整備加算	都市部		10,500,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援 整備加算	都市部		10,200,000
	標準		10,000,000		標準		9,830,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	都市部		6,900,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	都市部		6,770,000
	標準		6,600,000		標準		6,450,000
小規模グループケア整備加算	都市部		22,400,000	小規模グループケア整備加算	都市部		21,900,000
	標準		21,400,000		標準		20,900,000
避難スペース整備加算	都市部		40,300,000	避難スペース整備加算	都市部		39,300,000
	標準		38,400,000		標準		37,500,000
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中 活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。</p> <p>5 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>				<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中 活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。</p> <p>5 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>			

改 正 後

別表3-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和2年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部 <u>160,600,000</u> 標準 <u>153,000,000</u>
		41人～60人	都市部 <u>267,700,000</u> 標準 <u>255,000,000</u>
		61人～80人	都市部 <u>376,100,000</u> 標準 <u>358,200,000</u>
		81人～100人	都市部 <u>484,600,000</u> 標準 <u>461,600,000</u>
		101人～120人	都市部 <u>591,700,000</u> 標準 <u>563,800,000</u>
		121人以上	都市部 <u>700,100,000</u> 標準 <u>666,800,000</u>
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部 <u>129,500,000</u> 標準 <u>123,500,000</u>
		41人～60人	都市部 <u>216,500,000</u> 標準 <u>206,200,000</u>
		61人～80人	都市部 <u>304,800,000</u> 標準 <u>290,200,000</u>
		81人～100人	都市部 <u>391,500,000</u> 標準 <u>373,000,000</u>
		101人～120人	都市部 <u>480,000,000</u> 標準 <u>457,200,000</u>
		121人以上	都市部 <u>566,700,000</u> 標準 <u>539,800,000</u>
就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>61,500,000</u> 標準 <u>58,500,000</u>	
短期入所整備加算		都市部 <u>14,100,000</u> 標準 <u>13,300,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>19,400,000</u> 標準 <u>18,400,000</u>	

現 行

別表3-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部 <u>156,700,000</u> 標準 <u>149,300,000</u>
		41人～60人	都市部 <u>261,200,000</u> 標準 <u>248,800,000</u>
		61人～80人	都市部 <u>367,000,000</u> 標準 <u>349,500,000</u>
		81人～100人	都市部 <u>472,900,000</u> 標準 <u>450,400,000</u>
		101人～120人	都市部 <u>577,300,000</u> 標準 <u>550,000,000</u>
		121人以上	都市部 <u>683,100,000</u> 標準 <u>650,500,000</u>
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部 <u>126,500,000</u> 標準 <u>120,500,000</u>
		41人～60人	都市部 <u>211,300,000</u> 標準 <u>201,200,000</u>
		61人～80人	都市部 <u>297,400,000</u> 標準 <u>283,200,000</u>
		81人～100人	都市部 <u>382,000,000</u> 標準 <u>363,900,000</u>
		101人～120人	都市部 <u>468,400,000</u> 標準 <u>446,100,000</u>
		121人以上	都市部 <u>553,000,000</u> 標準 <u>526,600,000</u>
就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>60,000,000</u> 標準 <u>57,100,000</u>	
短期入所整備加算		都市部 <u>13,800,000</u> 標準 <u>13,000,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>19,000,000</u> 標準 <u>18,000,000</u>	

改 正 後					現 行						
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	291,000,000	福祉型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	283,900,000		
			標準	277,100,000				標準	270,400,000		
		41人～60人	都市部	484,600,000	医療型障害児入所施設	本体	41人～60人	都市部	472,900,000		
			標準	461,600,000				標準	450,400,000		
		61人～80人	都市部	681,600,000	61人～80人	都市部	665,000,000				
			標準	649,200,000		標準	633,400,000				
		81人～100人	都市部	876,800,000	81人～100人	都市部	855,500,000				
			標準	835,200,000		標準	814,900,000				
		101人～120人	都市部	1,072,300,000	101人～120人	都市部	1,046,200,000				
			標準	1,021,500,000		標準	996,600,000				
		121人以上	都市部	1,267,800,000	121人以上	都市部	1,236,900,000				
			標準	1,207,300,000		標準	1,177,900,000				
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	61,500,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	60,000,000
					標準	58,500,000				標準	57,100,000
	短期入所整備加算			都市部	14,100,000	短期入所整備加算			都市部	13,800,000	
				標準	13,300,000				標準	13,000,000	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,400,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,000,000	
			標準	18,400,000				標準	18,000,000		
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。</p>					<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。</p>						